

【問合せ先】
第五管区海上保安本部
総務部人事課
人事課長 一廣 真身
電話 078-391-6556(内線 2130)



平成29年6月28日
第五管区海上保安本部
午後2時00分発表

**「海の管制官」課程設置 おおさかマーチスってなに？！
～平成29年度採用試験 受験案内配布開始～**

海上保安庁では、来年4月入校の海上保安学校・海上保安大学校学生採用試験を以下のとおり実施します。

特に、今回は来年4月から新設される海上保安学校管制課程の学生を広く募集しております。

海上保安大学校、海上保安学校及び同校に新設の管制課程採用試験の内容や採用予定数等については、6月14日から人事院及び当庁のホームページにおいて公表しています。(別添参照)

海上保安庁 HP : <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>

1 「管制課程」とは？

全国の海上交通の要衝7箇所にある海上交通センターで、航行船舶に対して無線による情報提供や法令に基づいた航行管制を行う「運用管制官」を、専門的に養成する課程です。

「運用管制官」の業務は、外国船舶との交信も多いため、英語に力を入れた教育を行います。

海上交通センターは、陸上勤務であることに加え、交代制で勤務時間が安定しており女性職員にも働きやすい職場です。

当管区内には淡路島に大阪湾海上交通センター（おおさかマーチス）があります。

2 採用試験の概要

主な試験種目：基礎能力試験、学科試験(数学・英語等)、人物試験等
申込受付期間

海上保安学校：7月18日(火)～7月27日(木)

海上保安大学校：8月24日(木)～9月4日(月)

(いずれもインターネット受付の場合)

試験日

海上保安学校(第一次)：9月24日(日)

海上保安大学校(第一次)：10月28日(土)、29日(日)

※管制課程採用予定者：約20人

(参考)

1 運用管制官とは？

運用管制官は、海上交通センターで勤務し、船舶が安全に航行できるように、レーダー等により船舶の動静を把握し、無線による情報提供や法令に基づいた航行管制を行います。



2 海上交通センターとは？

海上交通センターでは、航行船舶の動静を把握し、船舶の安全な航行に必要な情報の提供、大型船舶の航路入航間隔の調整、不適切な航行をする船舶や航路を塞いでしまう船舶への指導等を実施しており、全国の海上交通の要衝計7箇所に設置しています。(右図参照)

なお、東京湾海上交通センターにあっては、平成30年1月に観音崎(横須賀市)から横浜市に移転します。



3 職場環境は？

海上交通センターは、陸上勤務であることに加え、日勤や夜勤といった予め決められた勤務時間どおりの勤務体制となっていることから、女性職員が働きやすい職場となっています。

海上保安庁全体における女性職員の割合は約6%であるのに対し、東京湾海上交通センターの運用管制官では約20%が女性職員となっています。

無線を使用して船舶と交信する業務について、「女性の声の方が聞き取りやすい」という意見も多くあることから、今後も女性の活躍が期待される職場の一つとなっています。



4 管制課程の教育内容は？

管制課程の教育期間は2年間で、海上保安業務に必要な基礎的な学術・技能のほか、運用管制官として任用するために必要な知識・技能・資格を習得します。

特に運用管制官は、外国船舶への情報提供や法令に基づいた航行管制を行うことから、英語に力を入れた教育を行います。

また、国内はもとより外国船舶との通信に必要な第三級海上無線通信士、通信装置の技術操作に必要な第二級陸上特殊無線技士のほか、第1級小型船舶操縦士の資格取得を予定しております。

5 管制課程卒業後の進路は？

卒業後は、全国の海上交通センターに配置され、運用管制業務に従事します。

その後は、主として全国の海上交通センターで勤務し、本人の希望や適性等を踏まえ、本庁や管区本部等での勤務、更には幹部職員登用への道もあります。

6 「管制課程」設置の背景

海上交通センター運用管制官は、国際航路標識協会が定めた国際標準(※1)に則った高い技能が求められていることに加え、近年のAIS搭載船舶の増加に伴う情報提供業務の拡大のほか、平成30年に導入する東京湾内における海上交通管制の一元化(※2)、非常災害時における海上交通機能の維持制度の創設等により、その役割は一層複雑化・高度化しており、運用管制官の育成体制の強化が喫緊の課題となっています。

このような状況に対応し、高い技能を持った運用管制官を継続的に養成するため、平成30年4月から海上保安学校に「管制課程」を新設します。

※1 国際標準

国際航路標識協会が定めた勧告（V-103）において、運用管制官に求められる能力や研修カリキュラムのほか、資格認定制度について定めたもの。海上保安庁は、平成23年から導入。

※2 東京湾内における海上交通管制の一元化

大規模災害発生時には、船舶への警報等の伝達、避難海域等の情報提供を迅速確実に実施し、平時においては、船舶の運航効率の向上を図るため、東京湾における海上交通センターと4つの港内交通管制室を統合の上、これらの業務の一元的な実施を平成30年から運用開始する。